

チームTOYAMA地域応援団活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、チームTOYAMA地域応援団活動事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「スポーツチーム」とは、次のいずれかに掲げる富山県内に本拠地を置くスポーツチームをいう。

- (1) カターレ富山
- (2) 富山グラウジーズ
- (3) 富山GRNサンダーバーズ
- (4) KUROBEアクアフェアリーズ富山
- (5) アランマーレ富山
- (6) 富山ドリームス
- (7) 小矢部 RED OX
- (8) その他知事が特に認めるスポーツチーム

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市町村を構成員に含む団体
- (2) 民間の非営利団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体、スポーツ少年団、子ども会、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等）で、著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないもの。

(補助金の交付)

第4条 知事は、富山県内に本拠地を置くスポーツチームを県全体で応援するため「チームTOYAMA」と位置づけ、補助事業者が、県民とスポーツチームとの交流や観戦の機会の創出を図るため、スポーツチームと連携して行う地域活性化や地域課題解決に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助金額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をする。

なお、県の他の補助金を受ける場合は、交付決定をしないものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、第10条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (5) その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

（軽微な変更）

第10条 第8条第1号ただし書の規定による軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

（変更承認申請等）

第11条 第8条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする補助事業者は、補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了又は前条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了又は補助事業の廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第7号） 1部
- (2) 収支決算書（様式第8号） 1部
- (3) 記録写真等活動の実績を明らかにする資料
- (4) その他必要と認められる書類

（額の確定）

第 13 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第 14 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助金額
<p>富山県内を本拠地とするスポーツチームと連携して行う地域活性化や地域課題解決に資する事業で、補助事業者が主体となって行う次の(1)～(4)のいずれかに該当するもので、参加者数が20名以上であるもの。</p> <p>(1) スポーツチームの応援イベントや応援バス催行事業</p> <p>(2) スポーツ選手を招いた講演会、スポーツ教室等の開催事業</p> <p>(3) スポーツチームと連携して行う地域おこしイベント等の開催事業</p> <p>(4) その他知事が認めるもの</p> <p>ただし、当該事業に要する経費に利用者からの運賃収入やその他収入が生じる場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除する。</p>	<p>謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上費、消耗品費、雑役務費、保険料、広告宣伝費、委託費、その他知事が特に必要と認める経費。ただし、景品代、食糧費を除く。</p>	<p>1/2以内</p>	<p>第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額に第3欄の補助率を乗じて得た額と補助上限額の10万円を比較して低い額を選定する。</p>

備考 補助金額の算定において、算定した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。